

東郷町男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 性別による権利侵害の禁止（第7条・第8条）

第3章 基本的施策（第9条—第20条）

第4章 東郷町男女共同参画審議会（第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

私たちのまち東郷町は、法の下での平等を定めた日本国憲法及び男女の人権が尊重される社会の実現を目指した男女共同参画社会基本法の理念に基づき、性別や世代にかかわらず、一人ひとりが夢と希望を持ち、心の豊かさを実感できる思いやりと活力あるまちづくりを目指しています。

本町では、東郷町男女共同参画プランを基に、男女共同参画の推進に関する施策に取り組んでいますが、男女それぞれの個性や能力を十分に生かせる社会をつくるためには、男女共同参画の理念をすべての人が理解し、町と町民が協働して、この課題に取り組んでいくことが必要です。

私たちは、男女が互いにその人権を尊重し、性別を問わず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現のため、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進することを決意し、ここにこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が対等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 町民 町内に住所を有する者及び町内に通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 町内において事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (4) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれかに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項に基づき行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的な扱いを行わず、個人としての能力を發揮する機会を確保すること及び男女の人権を尊重すること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町の施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保すること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活及び家庭生活以外の社会のあらゆる分野の活動との両立ができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利について、自らの意思が十分に尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組を国際的協調の下に行うこと。

（町の責務）

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、町民及び事業者と連携を図り、協力して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的な扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。）
- (3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者、恋人その他の親密な関係にある者との間又は親密な関係にあった者の間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報において、次に掲げる表現を行わないように配慮し、その情報が社会に及ぼす影響を考慮しなければならない。

- (1) 性別による役割の分担を正当化し、及び助長する表現
- (2) 男女間の暴力を正当化し、及び助長する表現
- (3) 過度の性的な表現

第3章 基本的施策

(基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第21条に規定する東郷町男女共同参画審議会（第19条において「審議会」という。）に諮問しなければならない。

3 町長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。ただし、基本計画の規定の字句の訂正その他基本計画の主旨を変えない軽微な変更については、この限りでない。

（積極的改善措置の実施）

第10条 町は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、町民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるものとする。

（実施状況の公表）

第11条 町長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（雇用の分野における男女共同参画の推進）

第12条 町長は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため必要があると認めるときは、事業者に情報の提供を行うものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、事業者に男女共同参画の推進に関する調査の協力を求めることができる。

（情報提供及び普及啓発）

第13条 町は、男女共同参画に関する活動を推進するため必要な情報を提供するとともに、男女共同参画の普及及び啓発を行うものとする。

（調査研究）

第14条 町は、男女共同参画の推進に必要な調査、研究及び情報の収集を行うものとする。

（教育及び学習の支援）

第15条 町は、町民及び事業者の男女共同参画についての理解を深めるため、男女共同参画に関する学校教育その他の教育及び町民の学習に必要な支援を行うものとする。

のとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第16条 町は、男女が共に協力し、家庭生活における活動と社会のあらゆる分野における活動を両立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

(性と生殖に関する健康と権利の尊重)

第17条 町は、すべての人が生涯に渡り健康な生活を営むために、男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利について、自らの意思が十分に尊重されるよう、情報の提供及び意識の啓発に努めるものとする。

(国際的協調)

第18条 町は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、国際的な交流の促進、情報の収集その他の必要な措置を講ずるものとする。

(町が実施する施策に対する申出)

第19条 町民及び事業者は、町長に対し、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、適切な措置を講ずるとともに、その内容について町長が必要と認める場合は、審議会に報告するものとする。

(権利侵害の相談の申出)

第20条 町民及び事業者は、町長に対し、男女共同参画を阻害する性別による権利の侵害に関する相談を申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて当該申出に係る関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

第4章 東郷町男女共同参画審議会

(東郷町男女共同参画審議会の設置)

第21条 男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、東郷町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長から諮問があったときは、第9条第1項若しくは第4項に規定する基本計画の策定若しくは変更その他男女共同参画の推進に関する事項について調査し、又は審議し、その結果を町長に答申するものとする。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関して必要と認める事項について調査し、又は審議し、町長に意見を述べることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されている東郷町男女共同参画プランは、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。